

# 第十四代天台座主義海(その一)

— 弥勒寺講師義海について —

緒方英夫

（おしゆ）

豊前国宇佐宮大宮司家の宇佐氏系図に記載されている人物のなかに「天台座主、石清水八幡宮検校、法務、少僧都」と記された人物がいる。それが主題の「第十四代天台座主義海」のことである。この「宇佐氏系図」<sup>1)</sup>は宇佐氏における大宮司を含めた宇佐神官の系譜であるので僧侶である義海がここに記載されていることには特に目をひかれる。その他の僧侶は記録されていないので不明であるが、神仏習合のなかで神宮寺弥勒寺を有する宇佐宮では、義海の外に宇佐氏神官一族からも僧侶となった者がいたであろうと推測されるが、この系図は神官の系譜として機能されているのであろうか僧侶は除外されているように思われる。このように考えると義海が記録されていることは特異なものとして考えられ、また義海が延暦寺に入室したことに ついては宇佐氏一族に何らかの意図するものがあつたのではないかと憶測したくなる。義海については宇佐宮側に残存する史料は皆無と言ってもよいくらい少なく、そのために義海が宇佐宮や豊前・豊後の仏教にどのような影響を及ぼしているのか判らないのであるが、天台宗の頂点に立つ天台座主が宇佐大宮司家の出自であつたこと、宇佐宮を中心として平安期以降に豊前・豊後両国に天台仏教が伝播していることを考え合わせると、義海は豊前・豊後の天台仏教の展開に対して影響力を与え得る格好の立場にいた人物と思われるのである。

宇佐宮と天台仏教との関係は最澄が入唐する前に宇佐宮で航海の安全を祈ったことに始まり、最澄は帰朝後の弘仁五年（八一四）に宇佐宮で法華経を講じ、また天長七年（八三〇）には延暦寺僧金龜和尚は宇佐宮に参籠して神託により豊後国大分郡の加来社に八幡大菩薩を勧請するなど、宇佐宮と天台仏教は密接な関係を保っており、豊前・豊後では天台仏教の浸透しうる環境は整っていたものと思われ、特に豊後国東地域の六郷山における天台仏教の展開を考えると、その発展を媒介した人物の存在を憶測したくなるのである。そのような義海の子佐における業績について直接に触れられた論文等は見当たらないが、先学の著述のなかで宇佐宮や豊前・豊後の仏教に関連する記述をされた論文には義海をそうした視野のなかの人物として想定して引用しておられる。

渡辺澄夫氏は「六郷山は宇佐僧集団（仁聞菩薩）の開基とされるが、宗派的には天台宗に属し、叡山無動寺領であった。無動寺は天台修験の始祖とされる相応が貞観七年に興した叡山無動寺谷の中樞寺院で十四代座主義海は豊前宇佐氏の出身で当寺に入寺しており、宇佐と天台修験の関係を古さを想わせる。」<sup>(3)</sup>乙咩政巳氏も渡辺氏と同様なことを述べておられ、これらの記述は天台座主としての義海が存在は豊前・豊後両国の天台宗の展開を容易にさせたのであろうと想定されておられる。

中野幡能氏は『八幡信仰史の研究』のなかで義海について述べた部分があり、延喜年中に義海は参宮し伝教大師の誓跡を追いつ年分四季の八講を奉り、この講会は六郷山にも続いて行くが、何時しか廃絶している。また義海の天台座主補任は承平・天慶の乱に関連した補任で、天慶三年八月二十七日に弥勒寺に年分度僧二人が加えられたのは義海の援助があったからであろうと推定されている。<sup>(3)</sup>

飯沼賢司氏は、「義海の天台座主の任命は、脇次ばかりでなく、かれが宇佐出身ということであり、西海の純友の乱を強く意識した人事と思われる。かれは、また石清水八幡宮の第二代検校を兼帯することとなり、宇佐八幡、石清水八幡と天台を結びつけ、調伏の祈禱を行ったと考えられる。石清水の検校職は、平安期までは常置の職ではなく、義海の任命も非常事態に直面した朝廷が王城鎮護の二大拠点を結合しようとした結果といえよう。後に論ずるところの宇佐宮と石清水宮と天台の三位一

体の方向はまさにこの義海に始まるといえる。」と述べておられる。

義海を引用した論文は他にもあるものと思われるが、前記先学の論文のように義海が存在が豊前・豊後における天台仏教の伝播の遠因として想定をしておられるようであるが、直接的または間接的な要因としては述べてはおられない。それは義海に關しての史料が少ない上に、その年代における豊前・豊後の仏教上の史料が乏しいことに起因するのであろうが、豊前・豊後の平安期以降の天台仏教の展開を考える場合に義海の出身や宗教上の地位は、極めてその中心人物として想定したくなるのであるが、その想定ですら史料の不足のために核心に触れることにはならない。

そのような豊前・豊後や国東の仏教を考えるうえで義海が存在を意識しながらもその核心に触れることのできないもどかしさがある。そこで管見する史料を類推することによりこの天台仏教展開の核心に触れようと試みるものである。それは史料の質・量の制約から大胆な推定を試みることになり、それが本筋を大きく逸脱する恐れもあり甚だ危険な企てかも知れないが、天台座主義海が存在を意識しながら、豊前・豊後の天台仏教、特に国東に於ける仏教文化の発展を考えるときにどうしても義海<sup>①</sup>の存在は奥歯にものが挟まったようなもどかしさを感じさせるのである。

### 註

- (1) 「宇佐氏系譜」宮成系図『大分県史料24』・「兎佐氏系図」『大分県史料1』(「到津文書」)
- (2) 中野幡能編纂「宇佐神宮史」史料編第二卷 延暦二十三年 是歳条(二八〇三二頁)・弘仁五年春条(四七頁)・天長七年七月七日条(九七頁)
- (3) 渡辺澄夫「莊園と六郷山寺院との關係」(『豊後国莊園公領史料集成二』の解説)
- (4) 乙咩政巳「宇佐宮社僧御家人智仁とその一族」(『大分県地方史』一六七・一六八合併号)
- (5) 中野幡能「八幡信仰史の研究」(五八二～五八三頁・六二八頁・七五〇頁)
- (6) 飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立」(十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』 八八～八九頁)

## 一、義海と弥勒寺講師と「八幡宇佐宮繫三」

『天台座主記』の記述によれば義海は天慶九年(九四六)五月十日に七十六歳で没したとしてるので、没年より逆算すると貞観十三年(八七二)に生まれたことになる。<sup>(1)</sup>『本朝高僧伝』には義海は幼少にして英発で、長じて京に昇り、比叡山の清原房玄昭を師として剃髪得度し、寛平八年(八九六)義海が二十六歳の時に第八代天台座主康濟より菩薩戒を禀け、受戒ののちは奈良で法相学を究めたとしている。<sup>(2)</sup>

特に宇佐宮における義海の足跡は史料が殆どなく不明であるが、前述したように中野幡能氏は延喜年中に義海は参宮し伝教大師の誓跡を追い年分四季の八講を奉り、この講会は六郷山へと続いて行くが、何時しか廃絶していると述べておられる。これは「宇佐宮年中齋会注文案」(到津文書)にある「延喜年中社僧義海僧都、大治年中学頭公嚴 奉<sup>レ</sup>追<sup>二</sup>大師之誓跡<sup>一</sup>、被<sup>二</sup>再興<sup>一</sup>以来、無<sup>二</sup>怠<sup>一</sup>忘<sup>一</sup>転<sup>一</sup>一令<sup>二</sup>勤修<sup>一</sup>」<sup>(3)</sup>を引用されたものと思われる。

この史料は義海が天台僧として宇佐宮に関わりがあったことを想定させるものであり、社僧としているので宇佐宮に義海は直接関わっていたものと考えられる。また、「八幡宇佐宮繫三」(以下「繫三」とする)には

「宮(4)記〇醍醐天皇延喜元年(辛酉)義海僧都為<sup>二</sup>弥勒寺講師<sup>一</sup>」<sup>(4)</sup>

の記載があり延喜元年に義海が弥勒寺講師であったことが記されている。歴代弥勒寺講師についての確実な史料はないが、『元暦文治記』には「一弥勒寺別当講師次第」として「(前略)光恵・古罕・准開・慶昭・長祐・元命(後略)」<sup>(5)</sup>と記されており、ここには義海が弥勒寺講師であったことの記載はない。

弥勒寺講師は天長六年(八二九)に初めて講読師が置かれ講師に傳燈大法師位光恵が任ぜられている。その後の弥勒寺講師の記録は『元暦文治記』の記事のみであるが、長保元年(九九九)に弥勒寺講師長祐が豊前国司に「雨米の瑞」があったと報告している。<sup>(6)</sup>また石清水権別当元命は長保元年(九九九)に弥勒寺講師に任命され六年の遷替を止めて永宣旨を得ている。<sup>(7)</sup>従って最

初の講師光恵以後は長祐・元命が記録のなかに現れるのみでそれ以外の記録はみられない。『元暦文治記』の記載から考えると約七〇年の間に六人の講師がいたことになり、講師の任期が六年とすると「繫三」の記録にみられるように義海が講師である期間が存在したとしても年数からみると何等不都合はないが、義海が弥勒寺講師であったとする記録は「繫三」以外には管見する史料には見当たらないのである。

しかし、前述の「宇佐宮年中齋会注文案」（到津文書）とこの「繫三」の記載からすると延喜年中に義海は宇佐にいたと考えてもよいのではないかと考えられるが、「繫三」自体が史料としてどの程度の信頼性があるのか判断としないので、『神道体系 四七 宇佐』に掲載された「繫三」について、その成立の過程や構成について考察することによって史料としての信頼性に迫ってみたい。

本書は中野幡能氏によって編集され、解題も氏によって述べられているのでその解題の全文をあげる。

「本書は、元和三年（一六一七）五月、神祇卜部兼従が編纂した宇佐宮の縁起書で、肥後藤崎八幡宮社僧神護寺が所蔵していたのを、肥後繁根木八幡宮社僧寿福寺豪潮の写した写本が、豊後佐伯大日寺蔵版として寛政三年（一七九二）大阪加賀屋善蔵等により版刻された。この時浄円が序を書いている。この本が、宇佐橋津にあったのを文久元年（一八六一）、並松輔誠の写したという写本を底本にし、寛政三年の版本内閣文庫により校合した。

本書本文は『宇佐託宣集』<sup>8</sup>の主要な記事を託宣集の書名をあげて、編年に整理し、鎌倉以後も延享五年（一七四八）まで記されている。なお江戸時代の宇佐宮の神事行事を含めて境内の様子などがえるのであえて採録した。」

解題では元和三年（一六一七）五月に卜部兼従が編纂したもので、それは『託宣集』の主要な記事を『託宣集』の「書名」をあげて編年整理しているとしている。

その『託宣集』は十六巻から成っておりそれぞれの巻に「書名」を付している。その書名というのは「我名護國靈驗威力神通大自在王菩薩」の十六文字をそれぞれ各巻に付して「我巻一」から始まって「薩巻十六」までとしている。しかもこの十六

巻の全部の巻にはそれぞれに表題があつて—例えば、「我巻一」は「御因位部」、「薩巻十六」は「異国降伏事」の様に—その内容が巻の表題として記されているが、各巻の表題ごとに記述されている内容は各巻ごとに完結しているので『託宣集』の各巻における年代は各巻の別で錯綜しており、また記述の内容も重複した部分もあるので『託宣集』の内容を時系列に把握しようとするには編年に編集することが必要である。「繫三」の編者は『託宣集』の内容を全体を通して簡潔な表現で編年に纏め、しかもその内容に検討を加えて取捨選択して、その上『託宣集』に記載されていない事項についても他の史料によって確認できる必要な項目を編年に追加しているようである。

また『託宣集』を編年整理するにあたっては、引用した『託宣集』の「巻」が判るように冒頭に「巻」の書名を表示している。例えば「霊」と冒頭に表示していれば「霊巻五」の記事を引用していることを指している。

また記事の内容の信頼度についても検討を加えられているようで、その検討した内容を記号によって區別して表示し、その記号については「繫三」の序文に例示して説明している。その記載は

「○見ニ于央一者 ⊕不<sub>レ</sub>見ニ于央一而正者 ○央不<sub>レ</sub>載見ニ于他書一者 △唯於三字佐宮一有ニ事実一者

これがその内容検討を説明したものであるが「○⊕△」の記号で検討内容の表示をしているようで、例えば冒頭に「霊○」と記載している場合は『託宣集』の「霊巻五」から引用した記述であり、その内容の結果は「○」の「見ニ于央一者」と言うことであろう。これは「霊巻五」から引用して検討したとするその内容は「央にも見られる」と言う意味であろうと思われるが「央」が何を意味するのか判らないが、大分県立図書館蔵の『八幡宇佐宮繫三』では「央」は「史」となっている<sup>(9)</sup>で、これは「史」とみるべきであろう。従つて「史」とは六国史かまたはそれに類する記録のことであろうと考えられる。従つて「見ニ于史一者」の意味はこの『託宣集』の記載は史実にも見られると言うことで「史実」と校合したことを示しているであろう。その他の記号についても「⊕不<sub>レ</sub>見ニ于史一而正者」は「史実」には記載されていないが正しいと言う意味であろうと思われるが、その正しい根拠は示されていない。また「△史不<sub>レ</sub>載見ニ于他書一者」は「史実」には記載されていないが

他の史書などには記載があるということであろう。また「△唯於二宇佐宮一有二事実一者」は宇佐宮にのみその事実の記録があるということであろう。

それ以外に「繫三」には『託宣集』に記録されていない事項が記載されていることは前に述べたが、その主要なものは、弘仁十二年(八二二)の大神・宇佐両氏をもって大菩薩宮司となすという官符と天長七年(八三〇)金龜和尚の由原宮の造立の記事で、これには「○」の検討記号が付されているので、『託宣集』には記載はないが「史」には記載されていると言ふことになる。

また『託宣集』に記載されていない項目のなかに先に述べた「記宮○醍醐天皇延喜元年西辛義海僧都為二弥勒寺講師一、」の記載がある。これには「記宮○」の記号が付してあって特に「記宮」の記号の意味は「宮」と「記」という略号をもつ記録にも記載されているということであろうと思われるが、浅学の筆者はそれを特定することが出来ない。勿論「○」の記号があるので「史」には記載されていることになる。またこのように冒頭に「記宮○」を付した記事はこれ以外に二つある。それは

① 「(元慶四年)十二月廿九日、造宮ハ必三十三年を局る、官符を下さる、」

② 「村上天皇天曆二年九月、仏舍利并僧一人を、五十五社に奉らる、宇佐・石清水にハ、別に法服一具を副給ふ、是例也、」  
という記録であるが、この二項についても義海の記事と同様に「宮・記」の略号をもつ記録と「史」との照合がなされたものであるかと思われる。②については『日本紀略』<sup>10</sup>にこれと同様のことが記載されている。

①については『宇佐神宮史』に元慶四年(八八〇)のこととして記載されている。<sup>11</sup>

この三者が同じ記号で表示されていることを考えると義海に関するこの記載も他の二つと同様に信頼できる記録として考えてもよいのではなからうか。また「繫三」は『託宣集』にある記録のすべてを編年に整理したのではなく吟味を加えて不適当なものは省いて、また『託宣集』には記載されていない史実を加えるなど編者は編集にあたって慎重な姿勢で検討をしていることが感じられるのである。

たとい編者にそのような姿勢があつたとしても編者自身がそれだけの能力をもち、照合するに足る豊富な史料を保有していたかが重要であると思われる。そこで編者卜部兼従の人物と「繫三」を編纂するようになった経緯などについて私見も交えて述べることにする。

卜部兼従は唯一神道吉田家の当主神祇大副吉田兼見の末子として生まれ、兄の兼治の養子となつて、慶長四年(一五九九)十二歳の時に豊臣秀吉を祀る叵祀の豊国神社の祠官社務となり、新しく萩原氏を称して吉田家を離れ豊国社祠官の社家を創設した。このことは僅か十二歳の兼従のことでなく、恐らく豊臣家と親交のあつた実父兼見の意向であつたと思われる。当初は豊臣家とその家臣団に支えられ隆盛を極めたのであるが、元和元年(一六一五)豊臣家滅亡によつて新興の大社豊国神社は廢社となり、兼従も当然罷職となつて豊後に配流されようとしていたという。時に兼従二十八歳であつた。幸いにも兄兼治(養父)の室は、細川忠興の妹であつたので、忠興の執成して豊後日田を采地として家領千石が宛行われた。この当時の千石は高祿で因に宇佐宮の神領は千石であつた。<sup>(12)</sup>

このことは、吉田兼見の弟で兼従の叔父にあたる豊国社神宮寺別当の梵舜の日記『舜旧記』元和二年十一月廿日条に、

「次萩原へ知行、豊後国ニテ千石、將軍様ヨリ被<sub>レ</sub>下也、則伊州直ニ兩人御渡也、折紙判形衆、安藤対馬・土井大炊・酒井備後・本多上野・板倉伊賀等五人、奉行衆之折紙也、折節細川越中依<sub>二</sub>上洛一相届也、对<sub>二</sub>越中殿一、折紙当年辰年ヨリ可<sub>二</sub>知行一之義也、」<sup>(13)</sup>

とあるので、兼従は豊後国千石の知行を將軍秀忠より拝領し、細川越中(忠興)に対して板伊州(板倉勝重)が兼従の采地の知行は今年辰年からであると報告している。このことから兼従の処遇に関して忠興が深く拘わつていたことがわかると同時に、兼従は忠興に対しては相当の恩義を感じていたであらうと思われる。

忠興は敬神の念が厚く、慶長五年(一六〇〇)に豊前に入国し、同十一年には宇佐宮一の宮を、同十五年に三の宮を造営している。また元和二年(一六一六)に行幸会、元和四年には放生会を再興している。この宇佐宮における忠興の事業の推進に関し



て、義弟兼治は有力な助言者であったに違いない。ところがその兼治は元和二年五月に死去している。その時期はおそらく忠興は行幸会を実施する準備中であつたと思われるが、助言者を失つた忠興は兼従に神事に関する助言者として協力を求めたものと思われる。

「繫三」の末尾に記載する兼従の奥書には宇佐宮では戦乱で『託宣集』が失われていたが、吉田家に伝わる『託宣集』を忠興公の命で自分が写して神庫に納めたと記している。恐らくその時に「繫三」は編纂され忠興に献上したものと思われる。

また兼従は忠興の命で宇佐宮供僧永勝院祐尊に遷宮などの神事を伝授している。このように兼従は忠興の命を受けてのことであると思われるが宇佐宮には積極的に関与していたようで、そのような中で兼従は神祇吉田家が所蔵する豊富な史書や史料と宇佐宮に残る史料を駆使してこの「繫三」が編纂されたのであろう。

以上は義海を弥勒寺講師であつたとする「繫三」の信頼性について纏々述べたわけであるが、それは下記のように要約できる。

- ① 『託宣集』の記事を簡潔に述べそれを史実や史料と校合してその校合の結果を記録していること。
- ② 『託宣集』にない宇佐宮にとつて重要と思われる事項を記載していること。
- ③ 編者である卜部兼従は校合するためには十分な学識が有り、神祇吉田家の豊富な神祇史料を十分に活用して、細川忠興と密接な関係をもつて宇佐宮が保有する史料に関しても披見し得る立場にあつたこと。

④ 「延喜元年義海僧都為二弥勒寺講師一」としている記事の校合の記号「記○」と同じ校合の記号のある他の二つの記事は『託宣集』には記載されていないが宇佐宮では史実として重要な事柄であるように、義海僧都が弥勒寺講師であつたとすることが、それら記事と同じ記号で校合されていること。

このように考察をすると延喜元年に義海は弥勒寺の講師であつたとする「繫三」の記述は信頼でき得るものと考えられる。しかも、前述した到津文書にある社僧義海僧都が延喜年中に例講を再興したと言うことにも符号することにもなり、ここで義

海の弥勒寺講師の説はより確かなものとなるであろう。そこで前述したような豊前・豊後における天台仏教の発展に義海が関わったであろうとする先学の見解は当をえたご推論であろう。しかし、その事績としての痕跡をあらわす史料は見られないのである。

しかし、義海が延暦寺の僧侶で弥勒寺講師として弥勒寺に在籍するだけでもその豊前・豊後に与える宗教的影響は大きく、比叡山に身につけた修法・仏教儀礼についても指導的立場であったことには違いあるまい。それは当然のことながら天台教義の普及にも繋がることにもなり、それがこの地域での天台仏教が展開していった端緒となったと考えてもよいのではなからうか。ここでは義海が延喜元年の頃に弥勒寺講師であったことについて、史料の検証を行い述べてきたような結論をえた。またそれに伴い豊前・豊後に天台教が浸透したに相違ないであろうと結論づけたが、義海が何ゆえ弥勒寺講師に補任されたのか、またいつまで宇佐にいたのか、種々の疑問が生じるのであるがこれには全く史料がない。そこで次章以降で宇佐氏系図や大神氏系図などから義海周辺の問題を模索して矛盾や疑問を提起し、それからどのような事を想定できるのか考えたい。それは想定の上に想定を重ねるようなものともなり、史実を不当に歪めるような恐れも含んでいるが、一つの問題提起として推論を述べてみたい。

## 註

(1) 「天台座主記」(『統群書類従』四下 補任部)

(2) 「本朝高僧伝」(『大日本史料 一の八』 天慶九年五月十日条)

(3) 「宇佐宮年中齋会注文案」(『大分県史料(一)』 到津文書 二五二号)

(4) 「八幡宇佐宮繫三」(校注 中野幡能『神道体系 四七 宇佐』 二二九頁)

(5) 「元暦文治記」(校注 中野幡能『神道体系 四七 宇佐』 四二八頁)

(6) 『本朝世紀 第十五』(長保元年三月七日条)

(7) 「石清水文書」二 八幡別当令兼任弥勒寺講師例(中野幡能編纂『宇佐神宮史』史料篇卷二 長保元年是年条 四一七頁)

(8) 『宇佐託宣集』は正確には『八幡宇佐宮御託宣集』と言われ、戦乱などで宇佐宮の記録が焼失・紛失したことを憂えて宇佐宮学頭神件が宇佐宮の諸記録を集めて、正応三年(一二九〇)から正和二年(一三二三)にかけて編纂した宇佐宮に関する歴史書で、本稿では『託宣集』と呼ぶことにする。

(9) 本稿で大分県立図書館本の『八幡宇佐宮繫三』を検討の史料とすればよいと考えられるが、この図書館本も写本でこれには序文・奥書などがなく成立の過程などを伺い知ることができないと考えるので、『神道体系』本を検討の材料として図書館本は参考とした。なお図書館本と『神道体系』本の内容には記述に多少の相違がみられるが「義海」の記述においては一致している。

(10) 『日本紀略』後編三(国史体系)天曆二年九月二十二日条

(11) 中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇 卷二』元慶四年十二月二十五日条

(12) 卜部兼従については、羽倉敬尚「神祇官吉田家卑見」(『神道研究 八一』)の記述を参考にした。

(13) 史料纂集『舜旧記』第五(統群書類従完成会)元和二年十一月廿日条

(14) 史料纂集『舜旧記』第五(統群書類従完成会)元和四年十月廿二日条

## 二、義海の弥勒寺講師補任の経緯の想定

義海がどのような経緯で弥勒寺講師に補任されたのか、補任についての疑問が生じるのであるが、それについては史料もないのでその手掛かりさえも掴めないものである。

そこで延喜元年ごろの義海の周辺と当時の政情などを考え合わせて推論を試みたい。義海はそのとき年齢は三十歳で受戒したのは二十六歳の時であるので受戒後四年が経過している。天台宗では受戒の後に十二年の籠山修行を義務づけられているの

で、義海は受戒後すぐに十二年の籠山修行にはいったであろうと考えられる。前章で述べたように延喜元年に弥勒寺講師に補任されたとすれば、義海は籠山修行の半ばで弥勒寺講師となったことになる。天台では十二年の籠山修行中に下山することは禁じられているので、その時義海が下山して弥勒寺に行ったとは考えにくいのであるが、比叡山には籠山期間中に下山している説話がある。その説話は無動寺の縁起で無動寺の創始者として知られる相応が籠山修行の途中で下山したことが記されている。それは天安二年(八五八)西三条女御(文徳天皇女御、藤原良相女)が重病になり、時の右大臣藤原良相は相応に女御の御殿に赴いて治病のための修法を要請した。相応には受戒する時に師円仁のとりなしで良相の名前の一字を賜わって相応と名乗るようになった恩義もあつたが、相応は本願を遂げるまでは山を下ることを頑なに断り続け、そこで師僧円仁は相応に対して「八福田中看病第一。結縁之内師禮尤深。件閣下身代令<sub>レ</sub>度<sub>二</sub>上人<sub>一</sub>。一深憑<sub>二</sub>祈念之力<sub>一</sub>。当<sub>二</sub>此急難<sub>一</sub>。称<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>本願不<sub>レ</sub>趣<sub>二</sub>彼請<sub>一</sub>。一違<sub>二</sub>利生之意<sub>一</sub>。一背<sub>二</sub>知恩之旨<sub>一</sub>。早可<sub>二</sub>參下一矣<sub>一</sub>。」

八福田の中で看病が第一と言われている。また結縁のなかでは檀家が第一で、しかも受戒のときは名まで賜っている方が、汝の祈念の力でこの急難を乗りきろうとしている。若し個人の本願のためにこれを請けなければ、仏の本意にも反した恩義にも背く事になる。早く山を下りなさい。という師僧円仁の命に背くことが出来ずに、十二年の籠山を中断して下山して西三条の御殿に参じたという経緯が記されている。<sup>(1)</sup>

比叡山の坊の運営には庇護者が関与している場合が多かつたようで、特に撰閤家は庇護者としては最たるものでその依頼では相応の例のように止む無く籠山を中断して下山しなければならない事もあることを物語っている。そこで義海が十二年の籠山修行を中断してまでも弥勒寺講師として宇佐に下向するようになったとすれば、相応の例のように相当な事由があつたものと考えなければならない。

そこで当時の義海の比叡山における所属は、受戒の後の籠山修行中であつたので師玄昭の坊である清涼房に属していた筈である。この清涼房の庇護者の頼みであれば義海も籠山を中断して下山することもあり得るであろうと思われるので、まずその

庇護者を探ってみると、それには前述した「天台南山無動寺建立和尚伝」の中にその手掛かりがあった。

「延喜三年癸亥玄照律師久沈<sup>一</sup>重病<sup>一</sup>。殆臨<sup>一</sup>二死門<sup>一</sup>。堀河左大臣請<sup>一</sup>二和尚於彼律師房<sup>一</sup>。七箇日令<sup>レ</sup>修<sup>二</sup>不動法經<sup>一</sup>。六箇日之日中時。壇中猛火上。大日如来。不動明王。相並顯現。和尚与<sup>二</sup>律師<sup>一</sup>俱奉<sup>レ</sup>見。自余人所<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>見。律師感歎揮<sup>レ</sup>涙而言。予蒙<sup>二</sup>和尚修法之験德<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>見<sup>二</sup>如来顯現之尊儀<sup>一</sup>。既知下出<sup>レ</sup>自<sup>二</sup>死門<sup>一</sup>。適得<sup>二</sup>再生<sup>一</sup>者上也。」<sup>2)</sup>

これは義海の師僧玄照(昭)と堀河左大臣時平のことを述べた記述で、和尚というのは相応のことである。要約すれば延喜三年、義海の師玄昭律師は死にいたる重病にかかり、そのことで左大臣時平は相応和尚に玄昭の住む清涼房に行って治病の修法をするように要請した。相応は七箇日修法を行い玄昭は死期を脱することができたと言ふことで、玄昭律師に対してこれほどまでのことをしている時平は、玄昭の庇護者であり、またよほど玄昭を信頼していたと思われる。義海は修行中ではあるが清涼房に属していたので、当然のことながら左大臣藤原時平に庇護されていた筈である。

そこで義海が弥勒寺講師に補任されたとする延喜元年(九〇一)に、時平と関連する事件は右大臣菅原道真の太宰権帥への左遷であるが、それと義海の弥勒寺講師補任を結びつけて考えるのは史料がない上に史実さえも歪曲する危険があり慎重を要する事柄であるが、この事件と宇佐宮周辺における事象を観察して義海との関係を考えてみたいと思う。

まず首謀者とされる左大臣藤原時平は説話などでは剛毅・磊落な性格と伝えられているが、時平にとっては政敵道真の存在は学識・能力・名声などを考えると何時かはその地位を脅かすものとなるであろうという危惧を抱いていたものと考えられる。それについて坂本太郎氏は「時平の時代になって藤原氏に対立する強敵としてあらわれたのは道真である。かれはみずから学者として稀な大臣の任を占めている上に、その門徒は百をもって数え、かれらが諸司の重要な地位を占める恐れが有る。藤原氏としてこれを打倒する機会をねらったことは当然である。しかもこれについては、かれのために進路をふさがれている皇族出身の源光なども同調したであろうし、党争を事とする学者の間にも暗に支援するものが少なくなかったであろう。」<sup>3)</sup>と述べられており、当時の状況を簡潔・的確に表現されておられる。

時平は寛平二年(八九〇)は従三位となるが、その頃は道真是讃岐守の任を終わって帰京したばかりで、それから寛平七年(八九五)には中納言・従三位・右大将となり、昌泰元年(八九八)に權大納言・正三位となる。時平はこの年大納言・正三位・左大将となっているが道真是位階では時平と並んでいる。翌年は時平は左大臣、道真是右大臣となり、昌泰四年(九〇二)の正月七日に時平、道真ともに従二位に叙せられた。そして同月の二十五日には道真是太宰府に左遷されている。

簡略に時平と道真の昇進を対比して述べたが道真の昇進は目覚ましいものがあり、讃岐守の任を終えて帰洛後の十年間に時平と肩を並べる地位になっており、時平は常に上位者ではあるが道真とは殆ど同格に近い状態であり、道真是宇多天皇の信頼も篤く、また学識や人望では時平を越える存在であったと思われる。それに加えて道真の長女衍子は宇多天皇の女御であったということもあって、時平の地位を脅かすものとして常に時平の次位のポストを占め、時平は道真を疎ましく脅かす存在として、何時しか道真の失脚を願うようになり、またそれを密に画策し計画したのであろう。そして昌泰四年正月七日には共に従二位に叙せられると、極秘に進めていた道真を左遷する謀略に着手しそれを二十五日に強行している。時平は左遷の成功で以前の脅威は解消したのであるが、今までは次位に居る道真の動向は常に把握ができていた存在であったのが、左遷したことにより反ってその動向が判らないことが反って不安を募らせ、特に道真是宇多上皇の信頼が篤い上に、道真に師事する門徒も数多くいることを考えると太宰府の道真の動向が気になるのであろうか、六月には宇佐使藤原清貫を太宰府に立ち寄らせ道真の消息を報告させている。この事を直ちに道真の動向を探るための宇佐使であると断定することはできないが、この宇佐使藤原清貫について『宇佐神宮史』には「延喜元年六月二十日、奉幣宇佐使清貫、○災異の事を禊ひ給へり、<sup>1)</sup>とあって「災異を禊う」ための奉幣であるとしているが、この「災異を禊う」がどのようなことを指すのか不明である。宇佐宮に宇佐使を遣わして奉幣することは重要な国家行事であり、宇佐使は途中の安泰と無事な任務の成就を願って精進齋して出発し、路次においても精進して不浄は避け、参宮の時は精進齋するほどの神聖で重要な神事なのである。従ってその途中についてに寄り道をして他の用事をするなどは通常ではあり得ないものであろう。しかし、清貫は帰洛して道真のことを報告していることを考える

と、清貫が道真に会っていることは確かで、このことは宇佐使の使命である神聖な神事からは逸脱しており他に例をみないもので、これは道真の動静を探るために宇佐使を遣わしたのではないかと思われるのである。勿論、宇佐使を發遣する必要もないのに、わざわざ宇佐使を差し向けたと言うのではなく宇佐使に託つけて道真の動静を探るために都合のよいものを選したということであろう。また『西宮記』には「延喜二八十九、宇佐使長春、例幣外被<sub>レ</sub>奉二三衣念珠<sub>一</sub>」の記述があり翌延喜二年にも宇佐使（「歴代宇佐使」には三年一度ノ恒例使としている）を遣わしていることが判る。二年続けての宇佐使の發遣は外にも例があるので別に取り立てて言うほどの事ではないが、例幣の外に「三衣（僧衣）念珠」を奉るといのは外に例をみない特異な神宝である。神仏習合の時代では僧形の神像も有るのだから「三衣念珠」を神宝として奉っても不思議はないと思われるが、宇佐使の記録のなかにはこのような例は見当たらない。仏舍利を奉献した例はあるがこの場合は僧侶が使となっている。

『託宣集』には延喜二年四月二日に「我是大自在王菩薩也、非大明神一者、我釈迦之化也者」と言う御託宣があつたと記している。この「釈迦之化」の御託宣に対する「三衣念珠」の奉獻であろうと考えられるが、あまりにも手際よく穿ちすぎていることのように思われる。この宇佐使は三年一度の宇佐使としているが実体は判然としないものを感じるのである。また「長春」と言う人物も不明であり、矢張りこの宇佐使もまた道真の動向を探ろうとする時平の意向が見え隠れするように思われ、この二度の宇佐使の派遣にはどうも納得のいかない不自然さが漂っているように感じるのである。しかし、宇佐使を遣わすことは大変なことで、神宝の準備から人の選定や日時を決定するなど、それにもし道真の動静を探ろうとすることであれば宇佐使だけでは十分とは言えない。そのためには現地には人を配置することが必要であることは言うまでもない。そこで時平は宇佐氏出身の義海を弥勒寺に遣わすことが適当と考えたのではないだろうか。太宰府と宇佐では距離的に離れているが、弥勒寺の最初の講師光恵は太宰府觀世音寺の伝燈大法師であり、また弥勒寺の年分度者は觀世音寺で受戒していることもあって、常時人

的な交流があるので太宰府の情報は宇佐には伝わりやすい状況であったと思われる。

このようなことで時平と義海を関連づけて想定するのは前述したようにあまりにも短絡的で史実を歪曲する危険があるが、義海が十二年の籠山修行を中断してまで弥勒寺講師になったとすれば余程のことでないかと下山はしないでであろうと考えられ、それは相当強力な依頼でそれは断ることが出来ないような事情であろうと考ええると、師僧玄昭と時平との関連が浮かんでくるのである。三十歳で修行中の義海にとっては弥勒寺講師は破格な補任であるが、弥勒寺側にとっては突然の講師の押し付けであり、弥勒寺内の臆次の秩序が乱れる事もあって歓迎されない補任であろうと思われる。そのことは弥勒寺講師の記録の中に義海の名が現れていないことが物語っているのではなからうか。義海はそのような状況のなかで苦勞していたことであろうと思われる。そのような時の延喜二年四月に「我釈迦之化也」の託宣があったことは前に述べた。これは法華経を信奉する天台僧である義海にとっては都合のよい託宣で、法華経に関する仏教儀礼や会式の指導などで優位な立場を取り得たであろうと想像される。その上「三衣念珠」を奉る宇佐使が遣わされたわけであるから、これは義海のために演出されたもののように思われ、さきにもあまりにも手際よく穿ちすぎていると述べたのはこのことである。このように考えるとこの時の宇佐使長春は義海との連絡のために遣わされたものと考えると納得がいくのである。

第一章において「八幡宇佐宮繫三」に記載された義海の記録について検討を試みて、義海が延喜元年に弥勒寺講師に補任されたであろうとの結論を導いたのであるが、義海が比叡山では義務づけられた十二年の籠山修行を中断してまで弥勒寺講師になったこととの疑問に対しては、師僧玄昭の庇護者である左大臣藤原時平に関連して延喜元年に起こった菅原道真の左遷との接点を探ることによって義海の弥勒寺講師補任に対する疑問を解消させるための推論をした。延喜元年から二年にかけての幾つかの不自然と思われる事項を義海と関連づけて推論して疑問の解消を試みた。そこには確固たる裏付けであると考えられるものはないのであるが、事象の不自然さを推論の裏付けとしたのである。そこで次章において義海の弥勒寺講師に補任された前後の宇佐大宮司の動向を観察して義海との関連を探ってみることにする。



- (1) 「天台南山無動寺建立和尚伝」(『群書類従 五』五四四頁 統群書類従完成会)「八福田」とは仏教で福德を生みだす対象や人を田に譬えて福田という。仏田・聖人田・僧田・和尚田・阿闍梨田・父田・母田・病田を八福田という。
- (2) 玄昭は玄照とも記載されており同一人である。一般的には玄昭としている場合が多いので本稿では玄昭とする。
- (3) 坂本太郎『人物叢書 菅原道真』(一一四頁 吉川弘文館)
- (4) 中野幡能編『宇佐神宮史』延喜元年六月二十日条 二五〇頁
- (5) 『西宮記』卷十八 臨時六(「改定 史籍集覧 編外一」四七〇頁)
- (6) 「歴代宇佐使」(『神道体系四七』宇佐)によると「三年一度の恒例使也、勅使ノ氏名不祥」として「例幣外被奉三衣念珠」とある。
- (7) 「八幡宇佐宮御託宣集」(『神道体系四七 宇佐』一五三頁)
- (8) 「類聚三代格 前篇」三 諸国講読師事(『国史大系』一三五頁)

### 三、義海と宇佐大宮司

義海が弥勒寺講師に補任された延喜元年には大神惟次が宇佐大宮司<sup>1)</sup>であった。その翌年の延喜二年には義海の兄宇佐夏泉<sup>2)</sup>が大神氏と交替して大宮司になっている。

筆者は曾て宇佐大宮司職について宇佐氏が世襲するようになったことを論じたことがあるが、その中に宇佐氏の大宮司職の世襲は摂関家が介入することによって成立させたものとして想定したが、この大宮司職は世襲される以前の大宮司のことである。

弘仁十二年八月に宇佐大宮司職は大神・宇佐の二氏をもって大宮司に任ずる、<sup>3)</sup>と云う官符が出されそれ以後は大宮司はこの二氏に限定されたのであるが、これは二氏が交替で大宮司になるのではなくて、要するにその時点で優位である氏族が大宮司

になることになる。それには相手の不備や不正を糾明して、権力者に接近し優位な立場を保つということで大宮司の交替が行われて来た。そのようなことで他氏と大宮司を交替する場合は当然のことながら熾烈な争いがあったことが推測される。従つて大神氏と宇佐氏の系図を並べて見た場合に大宮司職に他氏と交替のあるその年代の周辺には何らかの事件が潜んでいるものと思われる。しかし、それは好ましい事態でない場合のことが多く、従つて記録のなかには記されずに伏せられている場合が多い。ただよく観察するとその一端がちらりと見え隠れすることがあり、そのことをとらえてどの様なことがあったのかを慎重に推察するしかない。それは事実と違つた憶測をすることになる危険もあるが、それはそのような事象を的確に捕らえた上で推論を述べて俎上にのせるべきであらうと考えている。

宇佐宮は国家的な事件と拘わりを持つような場合が多く、例えば、東大寺建立、行教の参籠による石清水宮への勧請、道鏡事件などがある。この様な場合、大宮司は中央権力者に何らかの拘わりをもたされ、大宮司は権力者の意向に沿つた行動をさせられることがある。このような場合において、中央権力者は意向を実行させるために都合のよい氏族を大宮司として他氏と交替させることがあり、特に大宮司職の補任権を支配できる立場にある摂関家は大宮司を通じて託宣でさえも有利に導くこともあった。

この義海の兄である宇佐夏泉は延喜二年(九〇二)に大宮司となるが、その前の大宮司は三代以上<sup>5</sup>続いた大神氏で、夏泉が大宮司になったのちは宇佐氏の大宮司が三代続いている。この場合も中央為政者の意向が隠されているではないかと考えた場合、この時の為政者は左大臣藤原時平であり、この時に宇佐氏側に起こつた変化は義海の弥勒寺講師補任であつて、この弥勒寺講師補任に関連して大宮司の交替が行われたとすれば、この大宮司補任は時平の關係する菅原道真の左遷事件に関連して繋がつてゆくことになるだろう。

前述したように義海の弥勒寺講師補任は破格の扱いで、また弥勒寺においても歓迎されない存在であらうと想定した。夏泉が大宮司に補任された延喜二年(九〇二)は義海が弥勒寺講師になつた翌年で、これは左大臣時平が義海に課したであらう道真

の動静を把握するためには大宮司の協力が欠かせないと考えたための補任であろう。むしろ時平は宇佐に在任している夏泉の方がそれを実行させるには適しているが、いきなり夏泉に命ずるより義海を弥勒寺講師に任命してその上で夏泉を大宮司とした方がより効果的と判断しての大宮司の任命であったのではないかと考えられる。そして四月には「我釈迦之化也」の託宣があり、この託宣は夏泉が大宮司となることにより導き出されたものであろう。そして六月には宇佐使長春が「三衣念珠」を奉る。大宮司、託宣、宇佐使の一連の流れを見ると、それは手際よく演出されたことのように進行している。これは義海の弥勒寺での立場を擁護する時平の仕掛けではないかと思われるのである。

実際のところ大神氏の三代続いた大宮司職が宇佐夏泉と交替しての後は宇佐氏の大宮司が四代続くことになるが、これは単なる氏族間の争いの結果ではなくて、中央為政者の意図による介入がなされた結果を示すものであろう。宇佐宮の場合は往々にしてそのようなことがあるが、史料として残っていない場合が多いのでその奥に隠された事柄が見えない。例えば、大安寺僧行教が宇佐宮に参籠して八幡神に祈り、八幡は男山に降り立ち王城を鎮護するであろうとの託宣を下した。これは文徳天皇の女御明子(良房娘)所生の九歳で即位した清和天皇の安泰を願い、太政大臣藤原良房が清和天皇の守護神として八幡神を都の地に勧請するため大安寺僧行教を宇佐宮に参籠させたのであるが、これには良房の外祖父としての立場を安泰にして強固にするための意図が見えるのである。良房の意図は史料の中には見られない。この場合も宇佐氏から大神氏に大宮司の交替が起きている。

このように大宮司職における氏族の交替はその裏に隠された摂関家の介入の有無を注意深く観察することも必要であろう。そして隠された部分を探ることによって、宇佐宮における見えなかった歴史の部分が現れてくる場合もあり得るであろう。

## 註

(1) 『大分県史料一』到津文書(1) 解題 三頁

- (2) 宮成家譜(『大分県史料(24)』三二〇頁)宇佐夏泉は義海の兄となっている。  
 到津系図(『大分県史料(1)』)では宇佐夏泉は義海の父となっている。
- (3) 緒方英夫「宇佐大宮司職世襲化と宇佐公則」(『大分県地方史 一五八号』)
- (4) 中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇二 六八頁
- (5) 大神氏系図・宇佐氏系図及び『本朝世紀』などから類推して三代と推定したが、年数から考えると重任もあったように思われるので三代以上とした。

### おわりに

天台仏教は豊後・豊前の地域で平安期以降にその展開をみせているが、展開の過程がほとんど判らない状態である。通常宗教の伝播のあとをたどると誰か中心となった人物の浮かんでくる場合が多いのであるが、特に豊後国東地方においては現在でも多くの天台寺院が残るが、どうもこれらの伝播された形が浮かんでこないのである。確かに仁聞菩薩の開基という寺院が多いのも事実であるが天台仏教とは結びつかない。しかし、仁聞伝説は山岳修行の場が形成されていたことを示しており、それは仏教を受容しやすい下地が生まれていたことを示しているであろう。

最澄は唐への往還に宇佐に立ち寄り、また天台僧金亀和尚は宇佐宮に参籠して八幡を豊後柞原宮に勧請するなど天台仏教を受容し易い環境はできていたと思われるが、それが天台仏教の展開にどのように繋がっていったのか不明なのである。

そこで天台座主にまで昇っている宇佐大宮司家出身の僧義海は気になる存在であったが、どうしても天台仏教の展開に影響力を持った人物であったと言えないもどかしさがあった。しかし、「八幡宇佐宮繫三」には「延喜元年義海僧都為二弥勒寺講師一」と記載があり、これは義海が天台仏教の展開に寄与した証しとなり得るものと思われるが、『宇佐神宮史』には記載されていない。これはこの「繫三」が写本の版刻されたもので、史料として見ることが出来ないであろうと思っていたが、延

喜元年における史実や義海または大宮司の動向を調べているうちに、この「繫三」の記述に信頼性を感じ本稿を上疏することとした。核心に触れる史料が少ないが想定を積み重ねてみると、義海を中心にしてすべてが繋がってくるのである。特に「宇佐宮年中齋會注文案」（到津文書）にある「延喜年中社僧義海僧都、大治年中學頭公敵、奉<sub>レ</sub>追<sub>二</sub>大師誓跡<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>再興<sub>一</sub>」は義海の「繫三」における弥勒寺講師の在任と重なり、義海は弥勒寺に在籍することだけで、天台教義や仏教儀礼法会などが伝播したのであろうと思われる。そこで消極的に考えても義海が弥勒寺に存在するだけでも天台仏教の展開に影響力をあたえ、自然とその輪の広がりをもさせたであらうと考えられる。

次に第二章、第三章で述べた菅原道真の左遷との関係であるが、これは荒唐無稽な発想のようであるが、義海が弥勒寺講師に補任されたことは修行中の義海が望んで補任されたことではないというのが、この発想の起点でそれには抜き差しならない圧力があつたと思われ、時平が義海の庇護者であつたことが道真の問題と重なつたのである。通常では左遷配流の場合、復任運動が起こり二・三年すると許されて帰るといふことがある。宇多上皇の信任厚くまた多くの門弟と支持者のある道真のために行われる復任運動が起きることを時平は恐れて、それを警戒した。またこのような事は極秘の内で行われるために太宰府の道真の動静が気になつていたのであろう。道真が配流されたその年に義海は弥勒寺講師に補任され、それと翌年の宇佐大宮司補任の経緯の動向とを重ねて考えると、どうしても義海と道真左遷事件とが関連づけられるのである。

本稿は僧義海の弥勒寺講師補任の問題で終始した。この問題だけであれば「繫三」の検討だけで十分であるが、義海の補任の経緯の想定と大宮司の継承にまで踏み込んで推論した。この一連の流れの過程の推考については諸先学の御批判を仰ぎたいと思つている。当初は僧義海についての全体像について述べる積もりで取り掛かつたのであるが、中途半端な結果に終わった。本稿を（その一）としてその後の義海についてまたの機会に書きたいと考えている。またここで触れて置きたいことは義海が何時まで宇佐に居たのかと言ふことである。記録がないので判らないが道真は延喜三年二月二十五日に薨じており、義海の師玄昭が死に至るような病にかかつたのがこの年であるので、延喜三・四年ごろ比叡山に帰山したであらうと推定している。とす

<会 告>

大分県地方史料叢書在庫のご案内

巻号	書 名	会 員	会員外	備 考
1-1	豊後国村明細帳(1)			品切れ
1-2	豊後国村明細帳(2)			品切れ
1-3	豊後国村明細帳(3)	1,800	2,500	
1-4	豊後国村明細帳(4)	1,800	2,500	
1-5	豊後国村明細帳(5)	1,800	2,500	
1-6	豊後国村明細帳(6)			品切れ
1-7	豊後国村明細帳(7)	1,800	2,500	
1-8	豊後国村明細帳(8)	1,800	2,500	
1-9	豊後国村明細帳(9)	1,800	2,500	
2の上	豊 後 国 郷 帳 (上)			品切れ
2の下	豊 後 国 郷 帳 (下)	1,800	2,500	
3-1	豊前国村明細帳(1)			品切れ
4	元禄・天保 豊後国・豊前国郷帳			品切れ
5	佐伯藩温故知新録・古御書写、臼杵藩旧貫史			品切れ
6	豊前国旧県管地沿革記・豊後国各郡沿革記			品切れ
7-1	県 治 概 略(1)	2,500	3,000	
7-2	県 治 概 略(2)	2,500	3,000	
7-3	県 治 概 略(3)	2,000	2,500	
8-1	文化一揆史料集(1)	2,000	2,500	
8-2	文化一揆史料集(2)	2,000	2,500	
8-3	文化一揆史料集(3)	2,000	2,500	

れば二・三年という短い在任期間ということになり、義海が弥勒寺講師としての弥勒寺に記録されていないのはこの短期間の在任のせいかもしれない。

(別府市上田の湯町一の二四)